

生駒市条例第7号

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月28日

生駒市長 山下 真

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「のうち2人まで」を削り、「、それぞれ」を「1人につき」に改め、「、その他の扶養親族については1人につき5,000円」を削る。

第14条の2第1項中「に基づき、管理職手当を」を「により、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の20を超えない範囲内の額を管理職手当として」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の規定により管理職手当を支給する職員には、第10条から第12条までの規定は、適用しない。

3 第1項の規定による管理職手当の支給額その他管理職手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第15条第5項中「給料月額に100分の20を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額」を「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額に100分の20を超えない範囲内で市長が規則で定める額」に改める。

第18条第2項中「満3年」を「満2年」に改め、同条第3項中「満3年」を「満1年」に、「100分の70」を「100分の80」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の生駒市の一般職の職員の給与に関する条例第 1 8 条第 2 項又は第 3 項に規定する事由に該当して休職にされている職員でこの条例の施行の日以後も引き続き同一の事由により休職にされるものの当該休職の期間中の給与の取扱いについては、なお従前の例による。

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成 1 8 年 3 月生駒市条例第 3 号) の一部を次のように改正する。

附則第 1 0 項中「第 1 4 条の 2 第 2 項及び」及び「、給与条例第 1 4 条の 2 第 2 項中「給料月額」とあるのは「給料月額と生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成 1 8 年 3 月生駒市条例第 3 号。以下「平成 1 8 年改正条例」という。) 附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料の額との合計額」と」を削り、「「給料月額と平成 1 8 年改正条例」を「、「給料月額と生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成 1 8 年 3 月生駒市条例第 3 号) 」に改める。